

# 塩谷町地域防災計画

## 第2部 災害応急対策編

### 【第5章 原子力災害対策】

塩谷町防災会議





# 目 次

第1 総 則 .....	原-1
第1節 計画策定の趣旨 .....	原-1
第1 計画の目的 .....	原-1
第2 計画の性格 .....	原-1
第3 策定に際し尊重すべき指針 .....	原-1
第2節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等 .....	原-2
第1 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲 .....	原-2
原子力災害対策重点区域 .....	原-3
第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置 .....	原-3
第3節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定 .....	原-4
第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況 .....	原-4
第2 原子力災害の想定 .....	原-5
第3 予測される影響 .....	原-5
第2 予防（減災） .....	原-7
第1節 初動体制の整備 .....	原-7
第1 情報の収集・連絡体制 .....	原-7
第2 通信手段の確保 .....	原-7
第2節 住民等への情報伝達体制の整備 .....	原-9
第1 情報伝達体制の整備 .....	原-9
第2 要配慮者等への情報伝達 .....	原-9
第3 相談窓口の設置 .....	原-9
第3節 避難活動体制等の整備 .....	原-10
第1 避難体制等の整備 .....	原-10
第2 避難指示の判断 .....	原-11
第4節 モニタリング体制の整備 .....	原-13
第1 モニタリングによる監視の実施等 .....	原-13
第2 モニタリング体制 .....	原-13
第5節 住民等の健康対策 .....	原-15
第1 資機材の整備 .....	原-15
第2 医療救護活動体制の整備 .....	原-16
第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備 .....	原-17
第1 検査体制の整備 .....	原-17

第7節	児童生徒等の安全対策 .....	原-18
第1	原子力防災体制の整備 .....	原-18
第8節	緊急輸送体制の整備 .....	原-19
第1	緊急輸送の意義、必要性 .....	原-19
第2	道路交通管理体制 .....	原-19
第9節	住民等に対する普及・啓発活動 .....	原-20
第1	住民等に対する普及・啓発 .....	原-20
第2	原子力防災業務に携わる職員に対する研修等 .....	原-20
第10節	防災訓練の実施 .....	原-22
第1	訓練計画の策定及び実施 .....	原-22
第2	国等が実施する防災訓練への参加 .....	原-22
<b>第3</b>	<b>応急対策 .....</b>	<b>原-23</b>
第1節	災害対策本部等の設置 .....	原-23
第1	町の活動体制 .....	原-23
第2	注意体制 .....	原-24
第3	警戒体制 .....	原-25
第4	非常配備体制 .....	原-26
第5	町及び防災関係機関の活動体制 .....	原-28
第6	防災業務関係者の安全確保 .....	原-28
第2節	情報の収集・連絡活動 .....	原-29
第1	警戒事態発生情報等の連絡（EAL1） .....	原-29
第2	特定事象発生情報等の連絡（EAL2） .....	原-29
第3	応急対策活動情報の連絡 .....	原-29
第4	原子力災害合同対策協議会への職員派遣 .....	原-30
第3節	住民等への情報伝達 .....	原-31
第1	住民等への情報伝達活動 .....	原-31
第4節	屋内退避・避難誘導等 .....	原-33
第1	避難等措置の実施主体 .....	原-33
第2	屋内退避、避難等の実施 .....	原-33
第3	安定ヨウ素剤の服用等 .....	原-34
第4	指定避難所等の開設、運営 .....	原-34
第5	県外からの避難者の受入れ .....	原-35
第6	要配慮者等への配慮 .....	原-35
第5節	医療救護活動等 .....	原-36
第1	住民等を対象とする健康相談等の実施 .....	原-36
第2	被災者を対象とする医療救護活動の実施 .....	原-37

第6節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	原-38
第1	食品等の安全性の確認	原-38
第2	食品等の出荷自粛要請及び解除	原-39
第3	飲料水の安全対策の実施	原-40
第4	食品等の供給	原-40
第7節	児童生徒等の安全対策	原-41
第1	児童生徒等の安全確保	原-41
第8節	緊急輸送活動	原-42
第1	緊急輸送活動	原-42
第2	緊急輸送のための交通確保	原-43
<b>第4</b>	<b>復旧・復興</b>	<b>原-44</b>
第1節	住民等の健康対策	原-44
第1	住民への対応	原-44
第2	健康影響調査	原-44
第3	学校等における対策	原-45
第2節	風評被害対策	原-46
第1	農林水産物、工業製品等に係る対策	原-46
第2	観光業に係る対策	原-47
第3	被害者の救済	原-47
第3節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	原-48
第1	除染の実施	原-48
第2	放射性物質に汚染された廃棄物の処理	原-49
第4節	損害賠償	原-50
第1	事業者等への支援	原-50
第5節	各種制限の解除	原-51
第1	状況の把握及び解除の指示	原-51







# 第1 総則

## 第1節 計画策定の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、町においても農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、町内経済や町民生活等に多大な影響を及ぼした。

本町には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本町の対応を明確にするため、塩谷町地域防災計画にその対応策を定める。

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、町民の安全・安心を確保することを目的とする。

なお、放射性物質の事業所外運搬中、またはその他の事故等に際してもこの計画に準じて措置する。

### 第2 計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、塩谷町防災会議が作成する「塩谷町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定める。

また、この計画に定めのない事項については、第2部 応急対策編 第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策に準ずる。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

### 第3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（平成24年10月31日策定。令和元年（2019）年7月3日一部改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
原子力	
資料編	

## 第2節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本町において必要な防護措置について整備する。

### 第1 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

#### 1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、後述するEALに依拠して、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

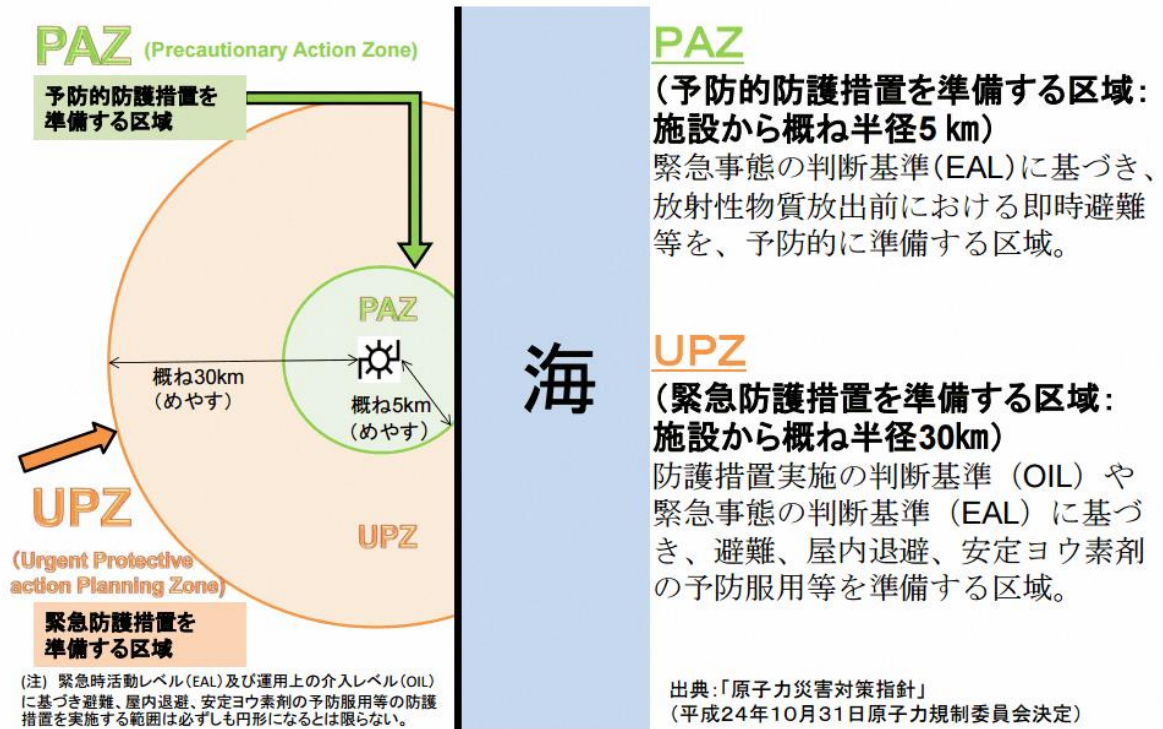
#### 2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。

※栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、本県に該当する区域は無い。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

原子力災害対策重点区域



第2 ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置

UPZ外においてもブルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

総則
共通編
予防
復旧・復興
水害等
災害
火山
火災・事故
震災
原子力
資料編

## 第3節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

### 第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状態に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

本町から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、塩谷町役場から直線距離で最短で約85kmの位置関係にある。

#### 対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約109km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw				329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所	
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社	
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村	
距離	約115km				85km	
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	-	
熱出力	329.3万kw				329.3万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11	
備考	停止中				定期検査中	

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約120km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw				392.6万kw		
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

## 第2 原子力災害の想定

### 1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ: Emergency Planning Zone)にも本町の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

### 2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

## 第3 予測される影響

### 1 本県における具体的影響、想定等

#### (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など、県民生活と本県産業に大きな影響を与えた。

#### (2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置(屋内退避)の必要性を判断する。県及び市町は放射性物質が到達する前に予防的な屋

内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、ブルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断する。

県においては、環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編
資料編	

## 第2 予防（減災）

### 第1節 初動体制の整備

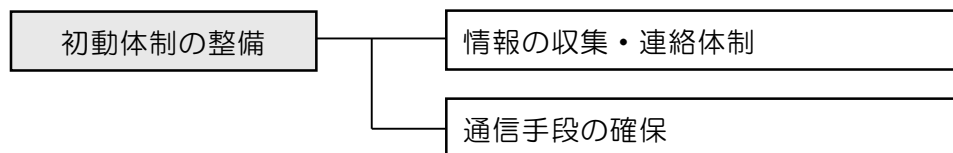
#### 【 実施機関 】

町	各課
関係機関	関係機関

#### 【 基本方針 】

町は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、国、県、他市町、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

#### 【 施策及び手順 】



#### 第1 情報の収集・連絡体制

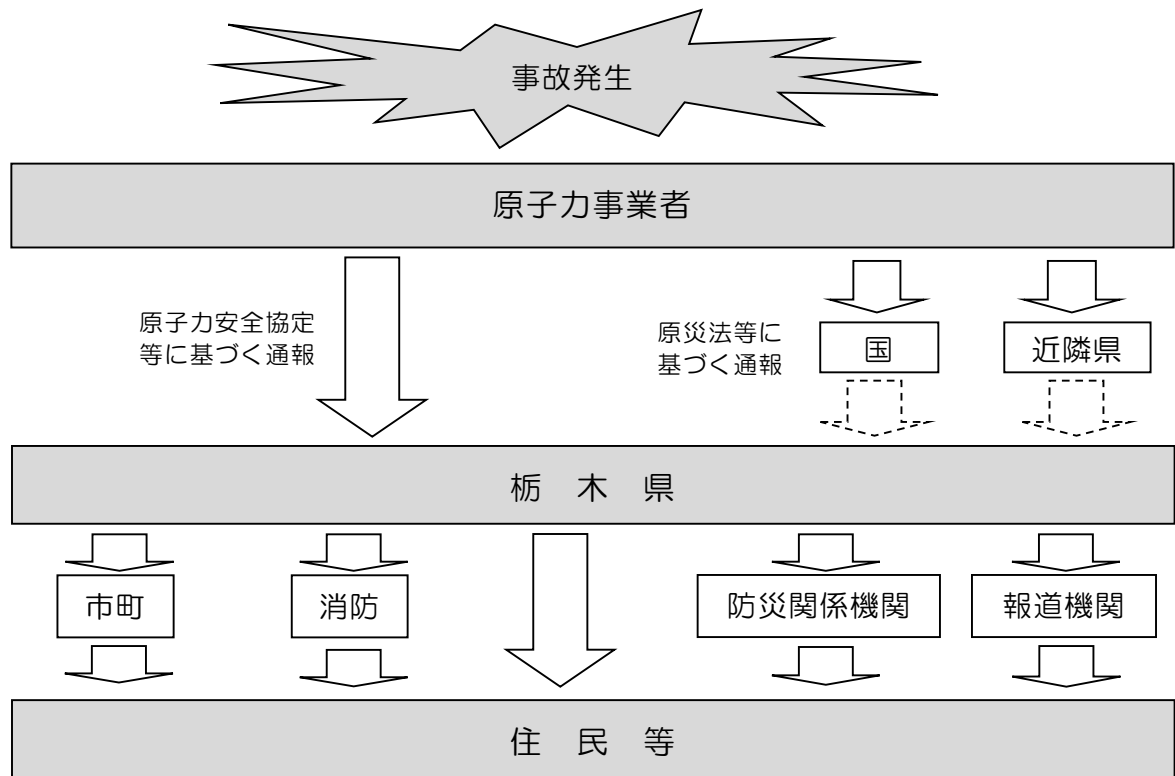
各課は、原子力災害に対し万全を期すため、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の共有に努める。

#### 第2 通信手段の確保

##### 1 通信連絡網等の整備

各課は、原子力災害対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、県及び防災関係機関との連絡が迅速かつ正確に行われるよう、県の緊急時における通信連絡網等の整備に協力する。

緊急時における流れ



総則	共通編
予防	
復旧・復興	災害 応急 対策 編
水害等	
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編
資料編	



## 第2節 住民等への情報伝達体制の整備

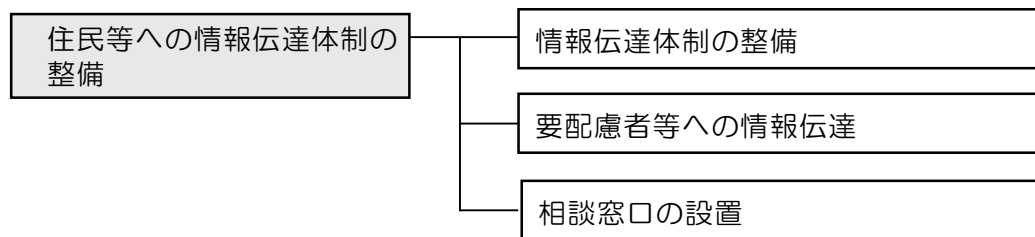
### 【実施機関】

町	関係各課
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

### 【基本方針】

災害時における情報について、住民等に対し迅速かつ正確に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

### 【施策及び手順】



#### 第1 情報伝達体制の整備

関係各課は、電信電話機関、報道機関等の協力を得て、防災行政無線、町ホームページ、防災配信メール、緊急速報メール等の様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

#### 第2 要配慮者等への情報伝達

関係各課は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われるよう努める。

#### 第3 相談窓口の設置

関係各課は、県が警察、消防機関等と連携して設置する住民相談窓口における、設置方法、体制等の整備に協力する。

## 第3節 避難活動体制等の整備

### 【実施機関】

町	総務課、保健福祉課、高齢者支援課、建設水道課、消防団
関係機関	矢板警察署、塩谷消防署、自主防災組織

### 【基本方針】

モニタリング結果や分析データを踏まえ、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、住民の安全確保を図る。

### 【施策及び手順】



#### 第1 避難体制等の整備

##### 1 避難所の指定等

###### (1) 指定避難所の設置及び資機材の整備

総務課は、県の助言を受けて、学校、公民館、福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により指定避難所及び福祉避難所を確保する。

###### (2) 避難誘導用資機材

総務課及び消防機関は、県の助言を受けて、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

##### 2 避難所、避難方法等の周知

総務課は、県の助言を受けて、指定避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

##### 3 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

総務課及び県は、UPZ外においてOIL※に基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

また、総務課は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

※OILとは、国、県、市町村が緊急時防護措置の実施を判断するための基準であり、空間放射線量率等を指標としたものである。

## 第2 避難指示の判断

### 1 避難等の判断基準等

緊急時モニタリング等により、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から町長等に対し、避難等の指示が発出される。

避難等の基準

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難なものの一時屋内退避を含む。)
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

### 2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

総務課及び県は、国から指示を受けた場合には、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、ブルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

総務課及び県は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

### 3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故により、人命若しくは身体に危険が生じるおそれがある場合、町長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZの範囲を超えて、半

共通編	総則
	予防
災害応急対策編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、総務課は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

#### 4 要配慮者等への対応

保健福祉課及び高齢者支援課は、県の助言を受けて、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

## 第4節 モニタリング体制の整備

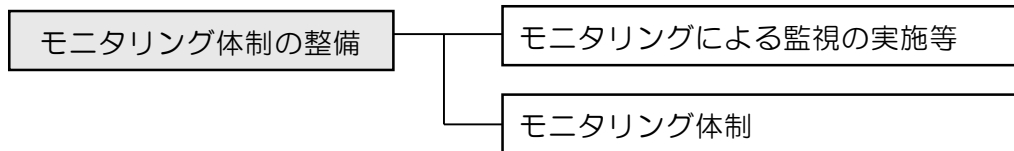
### 【実施機関】

町	総務課
関係機関	県

### 【基本方針】

町は、緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による町内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 モニタリングによる監視の実施等

総務課は、県、国と連携し、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査実施計画書に基づき、環境放射線モニタリングの実施に努める。

また、町は、県が実施する原子力発電所事故等が発生した緊急時における環境放射能モニタリング強化時の調査等に関する情報を共有する。

#### 第2 モニタリング体制

##### 1 体制の整備

##### (1) 機器等の整備・維持

県は、平常時・緊急時における町内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するためのモニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備、維持、その操作の習熟に努める。

総務課は、機器等の整備等状況を把握する。

##### (2) 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入手できなくなるおそれがあることから、県は、万一モニタリングポストが稼働しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

総務課は、県の測定等の体制整備状況を把握する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
原子力	原子力
資料編	資料編

2 要員の確保・育成等

町は、県と連携し、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員の育成に努める。

町は、県と連携し、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

3 関係機関との協力体制の整備

町は、県と連携し、国、原子力事業者、県、近隣県等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制の整備に努める。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

## 第5節 住民等の健康対策

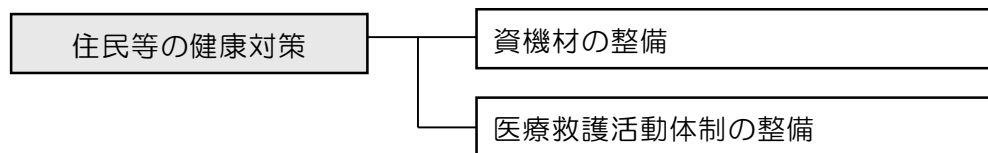
### 【 実施機関 】

町	保健福祉課、総務課
関係機関	県、塩谷郡市医師会、日本赤十字社、矢板警察署、自衛隊、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会

### 【 基本方針 】

町は、住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

### 【 施策及び手順 】



#### 第1 資機材の整備

##### 1 活動用資機材の整備

保健福祉課は、県が行うスクリーニング、人体への除染等の実施のための必要な資機材の整備に協力する。

##### 2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

また、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

さらに、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備に努める。

##### 3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のために、県が実施する資機材の整備・維持管理に協力する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、関係機関との情報交換を行う。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

保健福祉課は、関係機関の協力を得て、指定避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

- (1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被災者医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。
- (2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

3 情報の提供システムの充実・活用

(1) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の充実

県は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の充実に努める。

(2) 情報提供システムの充実・活用

県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し、正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報システムの充実・活用に努める。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	



## 第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

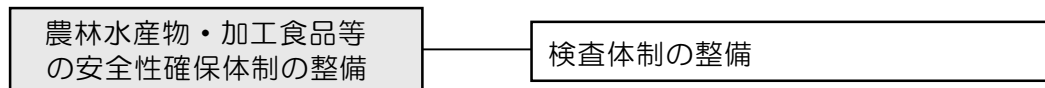
### 【実施機関】

町	産業振興課
関係機関	県、農業用施設

### 【基本方針】

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う県民の内部被ばくを防止するため、町は、県と連携し、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範囲な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本県においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

町は、県と連携し、事故発生時における農林水産物・加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備に努める。

食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

町は、県、関係団体等における検査体制の整備状況を把握する。

## 第7節 児童生徒等の安全対策

### 【 実施機関 】

町	学校教育課、生涯学習課
関係機関	公立学校、社会教育施設

### 【 基本方針 】

町は、児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、県及び関係機関と連携して、原子力災害時に迅速かつ適切に対応できるよう防災体制を整備する。

### 【 施策及び手順 】



#### 第1 原子力防災体制の整備

こども園、保育所、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は、地域の実情を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

町及び県は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

## 第8節 緊急輸送体制の整備

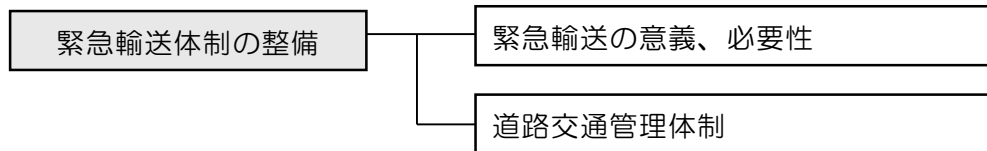
### 【 実施機関 】

町	建設水道課、総務課
関係機関	関東地方整備局、矢板警察署、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

### 【 基本方針 】

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

### 【 施策及び手順 】



#### 第1 緊急輸送の意義、必要性

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

県は、緊急時における輸送手段、経路等をあらかじめ確保することにより、迅速な災害対策を実施する。事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速・適切に対応できる体制を整備する。

また、県は、事故状況や対策区域の設定によっては、物流が停滞する可能性があり、特に緊急車両などの燃料については各種対策に支障が生じることのないよう十分な量が確保できる体制を整備する。

#### 第2 道路交通管理体制

県及び警察は、県が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。また、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、国及び市町の道路管理者と協力し、情報板などの整備を行い、道路管理者の充実を図る。

警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ、交通誘導を実施するための体制等、応急対策業務の整備に努める。

共通編	総則
	予防
災害 応急 対策 編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
資料編	震災
	原子力

## 第9節 住民等に対する普及・啓発活動

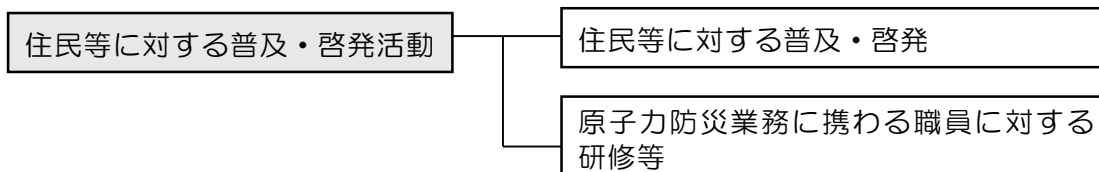
### 【実施機関】

町	総務課、学校教育課、消防団
関係機関	塩谷消防署、自主防災組織

### 【基本方針】

災害時において、住民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 住民等に対する普及・啓発

町は、国、県、原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 本県の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に国や県等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

#### 第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

町は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修の活用を努める。

また、町は、必要に応じ国、県及び関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修の実施に努める。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要

総則  
 共通編  
 予防  
 復旧・復興  
 水害等  
 災害  
 火山  
 火災・事故  
 震災  
 原子力  
 資料編

- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に、国や県等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他の緊急時対応に関すること

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第10節 防災訓練の実施

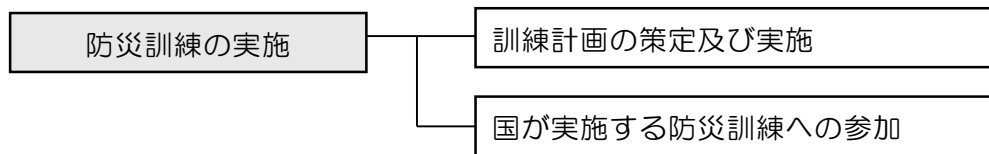
### 【 実施機関 】

町	関係各課
関係機関	県、塩谷消防署、矢板警察署

### 【 基本方針 】

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関との連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

### 【 施策及び手順 】



#### 第1 訓練計画の策定及び実施

町は、必要に応じ国、県、消防機関、警察、原子力事業者等が実施する以下の訓練に参加する。

- (1) 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時の県モニタリング訓練
- (4) 県民等に対する情報伝達訓練

#### 第2 国等が実施する防災訓練への参加

県は、必要に応じ国及び近隣県が原災法第13条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練に参加する。

町は、上記防災訓練の情報を共有する。

総則  
 予防  
 復旧・復興  
 水害等  
 火山  
 火災・事故  
 震災  
 原子力  
 共通編  
 災害  
 応急  
 対策  
 編  
 資料  
 編

## 第3 応急対策

### 第1節 災害対策本部等の設置

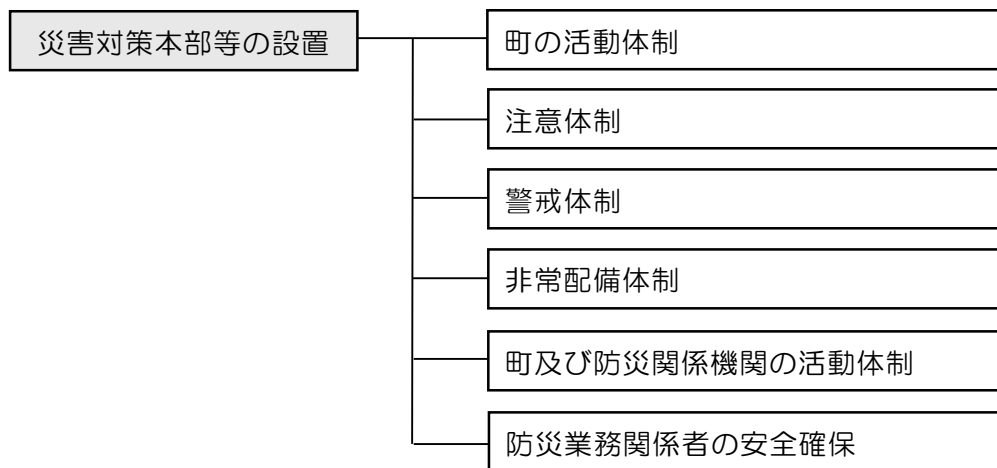
#### 【 実施機関 】

町	各班
関係機関	関係機関

#### 【 基本方針 】

本町において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部等を設置し、県、防災関係機関等と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

#### 【 施策及び手順 】



#### 第1 町の活動体制

災害の規模に応じた職員の配備体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備等)
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合	情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	① 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2） ② 総務課長が必要と認めた場合	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課職員及び警戒配備に該当する関係課職員で参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	① 原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合（EAL3） ② 町長が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	第1非常配備に該当する職員（本部の応急業務を担当する部班における所要の人員）は、直ちに登庁し、各役割に応じた災害応急対策を実施
第2非常配備	① 大規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、全組織をあげて災害応急対策を実施し災害の拡大に備える体制	第2非常配備に該当する職員（本部各部、全組織における所要の人員又は全員）は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施

注）各課長等は、あらかじめ配備区分ごとの配備要員を定めておくこと。

## 第2 注意体制

町は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない災害が発生した場合、注意体制をとる。総務課職員及び関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の程度
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課等への報告
- (5) 必要に応じて町長、総務課長への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）



### 第3 警戒体制

町は、警戒体制をとった場合、特定事象発生の通報を受けた場合（EAL2）又は特定事象発生のおそれがあると町長が認めた場合は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副町長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

#### 1 災害警戒本部の設置、解散の時期

##### (1) 災害警戒本部設置の基準

次の各号に掲げる場合において町長が必要と認めるとき。

ア 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。

イ 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 $\mu$ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。

エ その他町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

##### (2) 設置場所

災害警戒本部は、塩谷町役場内に設置し、事務局は総務課が運営する。町役場内に災害警戒本部を設置することができない場合は、災害警戒本部長の指定する場所に設置する。（役場庁舎が使用不可の場合は、日々輝学園高等学校3階とする。）

##### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア 災害の発生するおそれなくなったと災害警戒本部長が認めたとき。

イ 災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されたとき。

#### 2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

(1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。

(2) 災害対策本部の設置に関すること。

(3) 災害応急対策の実施に関すること。

#### 3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、塩谷町災害警戒本部要領の定めるところによる。

#### 4 代決者

災害警戒本部長（副町長）不在時等の意思決定は、総務課長が行うが、更に総務課長不在時等の場合、建設水道課長が意思決定を行う。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第4 非常配備体制

町は、非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、原子力緊急事態発生（EAL3）の通報を受けた場合、又は原子力緊急事態発生のおそれがあると町長が認めた場合は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合において町長が必要と認めるとき。

- ア 原子力防災管理者から県を経由して、原災法第15条第1項に定める通報があったとき。
- イ 原子力防災管理者から県を経由して、緊急時の通報を受け、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、500 $\mu$ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- オ その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、塩谷町役場内に設置する。事務局は総務課が運営する。ただし、役場庁舎が使用不能になった場合は、災害対策本部長の指定する場所に設置する。（役場庁舎が使用不可の場合は、日々輝学園高等学校とする。）

名称	所在地	電話番号
日々輝学園高等学校 開校館 (3階防災無線室)	塩谷町大字大宮2579-1	45-1101

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組むこととする。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

総則  
 予防  
 復旧・復興  
 水害等  
 火山  
 火災・事故  
 震災  
 原子力  
 資料編

共通編

災害  
 応急  
 対策  
 編

## 2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、町職員に周知徹底を図るとともに、速やかに必要と認める機関に通報する。

- (1) 国の関係機関（原子力災害対策本部、総務省消防庁等）
- (2) 町、消防本部
- (3) 陸上自衛隊第12特科隊
- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (5) その他の関係機関

通知・公表先	通知・公表の手段	担当
町職員	庁内放送、電話、携帯電話、口頭	総務班
県災害対策本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	//
隣接の市長	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	//
塩谷広域行政組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	//
矢板警察署	電話、連絡員	//
報道機関	文書、電話	広報班
一般住民	防災行政無線同報系、広報車、ホームページ、電話、口頭	//

なお、閉鎖したときの通知は、設置したときに準じて行う。

## 3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、原則として活動体制は、第2部第1章 水害・台風・竜巻等風害・雪害応急対策 第1節「活動体制の確立」のとおりとする。

本部及び各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

また、災害時における迅速かつ確かな応急活動等を行うために事務局及び各班の業務について見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時における人員、物資、情報及びライフライン等の資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

## 4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び原子力災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(3) 災害応急対策の実施に関すること。

5 代決者

本部長（町長）不在時等の意思決定は、副町長、教育長、総務班長又は建設班長が行う。

第5 町及び防災関係機関の活動体制

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておく。

第6 防災業務関係者の安全確保

町、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

本町は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

2 防災業務関係者の被ばく線量管理

防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

- (1) 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSv/hを上限とする。
- (2) 救命救助等の場合は、実効線量100mSv/hを上限とする。なお、女性に関しては、胎児保護の観点から適切な配慮を行う。
- (3) 総務班は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。
- (4) 総務班は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

## 第2節 情報の収集・連絡活動

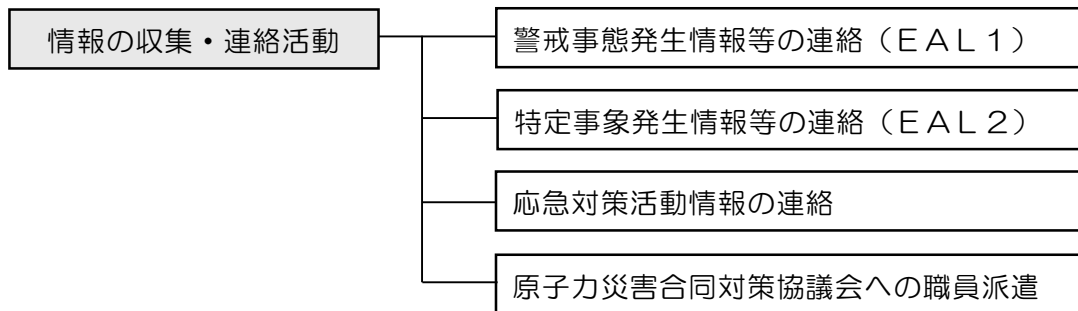
### 【 実施機関 】

町	関係各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

### 【 基本方針 】

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、町は、県や原子力事業者等から速やかに情報収集を行う。

### 【 施策及び手順 】



#### 第1 警戒事態発生情報等の連絡 (EAL1)

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。

このため、県では原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や県民等への周知を行う。

関係各班は、県からの通報を受け必要な情報を住民へ周知する。

#### 第2 特定事象発生情報等の連絡 (EAL2)

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

#### 第3 応急対策活動情報の連絡

##### 1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 (EAL2)

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内

閩府、閩係市町村、閩係県警察本部、閩係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、町・消防関係機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

## 2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

- (1) 要員の確保

閩係各班は、県と連携し、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

- (2) 情報の収集等

閩係各班は、県や閩係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、県や近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、町が行う応急対策について活用する。

## 第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

閩係各班は、県と連携し、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

## 第3節 住民等への情報伝達

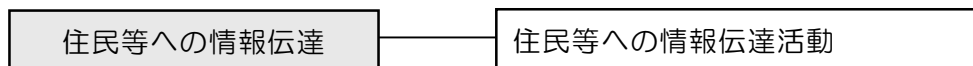
### 【 実施機関 】

町	関係各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

### 【 基本方針 】

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎあるいはその拡大を抑えるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

### 【 施策及び手順 】



#### 第1 住民等への情報伝達活動

##### 1 町民等に対する情報伝達

- (1) 関係各班は、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に住民に向けて提供し、町内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 関係各班はインターネット、防災行政無線等を活用した情報提供に努める。
- (3) 関係各班は、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

##### 2 情報伝達の内容等

###### (1) 情報伝達にあたっての留意事項

関係各班は、住民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

###### (2) 要配慮者への配慮

関係各班は、住民等への情報伝達にあたっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

(3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。
- イ 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

関係各班は、県の公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	



## 第4節 屋内退避・避難誘導等

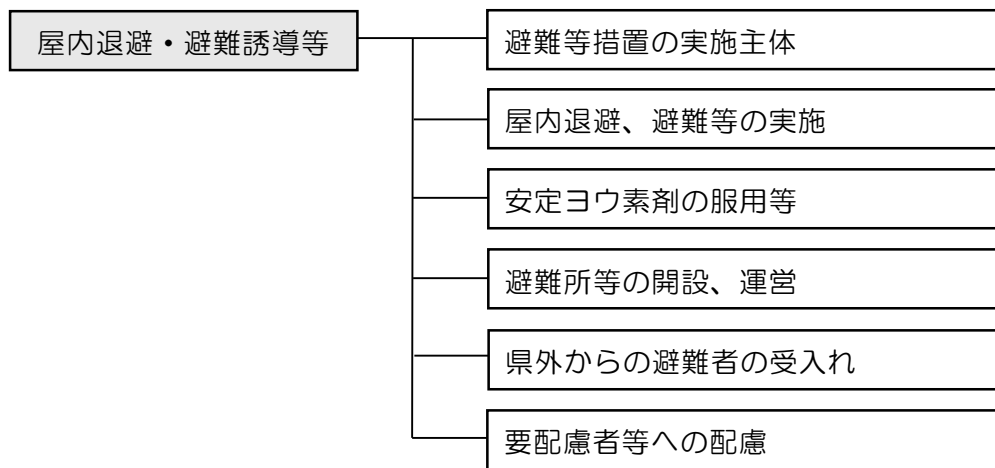
### 【実施機関】

町	総務班、福祉班、建設班、消防班
関係機関	矢板警察署、塩谷消防署、自主防災組織

### 【基本方針】

町は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

### 【施策及び手順】



#### 第1 避難等措置の実施主体

住民の避難等の措置を講じるにあたっては、町のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

また、総務班は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

#### 第2 屋内退避、避難等の実施

##### 1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、総務班、福祉班、建設班及び消防班は県と連携し、住民に対して情報提供を行う。特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視覚・聴覚障がい者、外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

##### 2 避難誘導等

(1) 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認めた場合、市町に対し、住民に対する屋内退避又は避難の

- ための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。
- (2) 総務班は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。
- (3) 総務班及び県は、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

### 3 避難状況の確認

総務班は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は県警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握する。

## 第3 安定ヨウ素剤の服用等

### 1 安定ヨウ素剤の配布

総務班、福祉班は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配付計画に基づき、関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を住民に配付する。

### 2 安定ヨウ素剤の服用指示

総務班、福祉班は、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、住民等が速やかに服用できるよう指示する。

## 第4 指定避難所等の開設、運営

### 1 指定避難所の開設

町は、必要に応じ指定避難所及び福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

### 2 避難の管理・運営

- (1) 関係各班は、県と連携し、各避難所の管理・運営にあたり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
- (2) 関係各班は、県と連携し、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。
- (3) 関係各班は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

### 3 飲食物、生活必需品等の供給

関係各班は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認められた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料 編

それでも不足すると認められた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

#### 第5 県外からの避難者の受入れ

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本町に避難することが予想される。

関係各班は、町が保有する施設を避難所として設置・運営するにあたり、県に対して必要な支援、調整等を要請する。

また、県は、必要に応じて、市町と協議の上、県内の旅館等を県が借り上げて避難所とするほか、県営住宅等への受入れや民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することを検討する。

なお、県外からの避難者の円滑な受入れのため、近隣県等の災害対策本部等と情報交換や職員の受入れに努めることとする。

#### 第6 要配慮者等への配慮

福祉班は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、福祉班は、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第5節 医療救護活動等

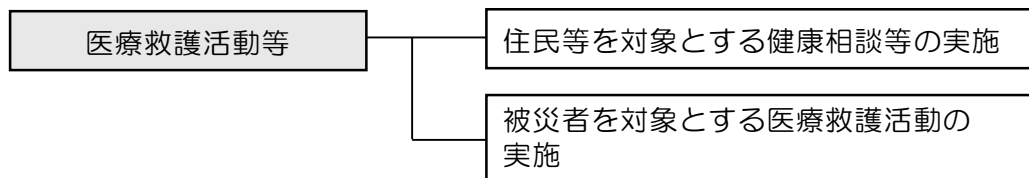
### 【実施機関】

町	福祉班
関係機関	県、塩谷郡市医師会、日本赤十字社、矢板警察署、自衛隊、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会

### 【基本方針】

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

##### 1 避難者等に対する健康相談等の実施

県は、市町や国等と連携し、指定避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

#### 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
		β線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

##### 2 相談窓口の設置

福祉班は、県と連携し、保健センター等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

1 緊急被ばく医療チーム派遣の要請

県は、必要に応じて、国に対し緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請する。また、緊急被ばく医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療救護活動を行う。

2 医療救護活動

福祉班は、県と連携し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所では対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第6節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

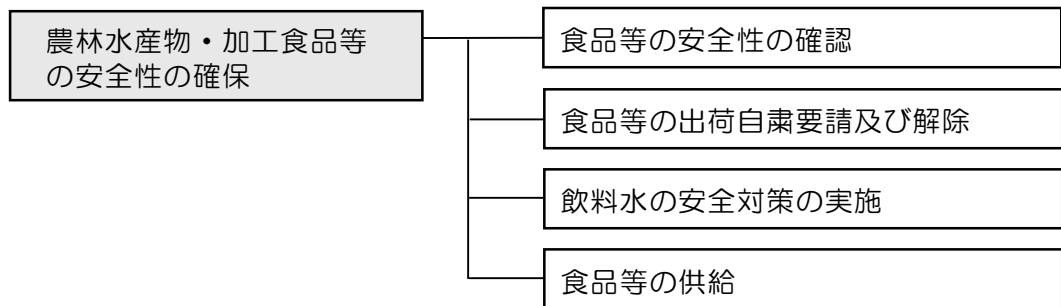
### 【 実施機関 】

町	産業班
関係機関	県、農業用施設管理者

### 【 基本方針 】

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、町は、県が実施する放射性物質モニタリング検査等の結果の提供を受け、住民に対して情報提供を行う。

### 【 施策及び手順 】



#### 第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することとされている。産業班は、当該情報の提供を受けた場合は、速やかに住民に周知する。

県は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づき飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

また、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

食品中の放射性物質の基準値等

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

県は、モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、速やかに関係団体や市町等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、県ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って県民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体や市町等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び県民等へも広く周知する。

産業班は、県から出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合し、出荷自粛等を解除されたとする情報が提供された場合は、生産者及び住民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

産業班は、県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められると県から情報提供があった場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

なお、産業班は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

第4 食品等の供給

産業班は、食品等の摂取制限等の措置を県より要請された際、県と連携し、関係住民への応急措置を講じる。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	資料編
資料編	



## 第7節 児童生徒等の安全対策

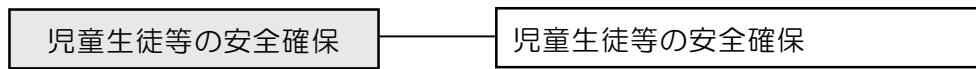
### 【 実施機関 】

町	教育班
関係機関	公立学校、社会教育施設

### 【 基本方針 】

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

### 【 施策及び手順 】



#### 第1 児童生徒等の安全確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

町は、国や県と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

## 第8節 緊急輸送活動

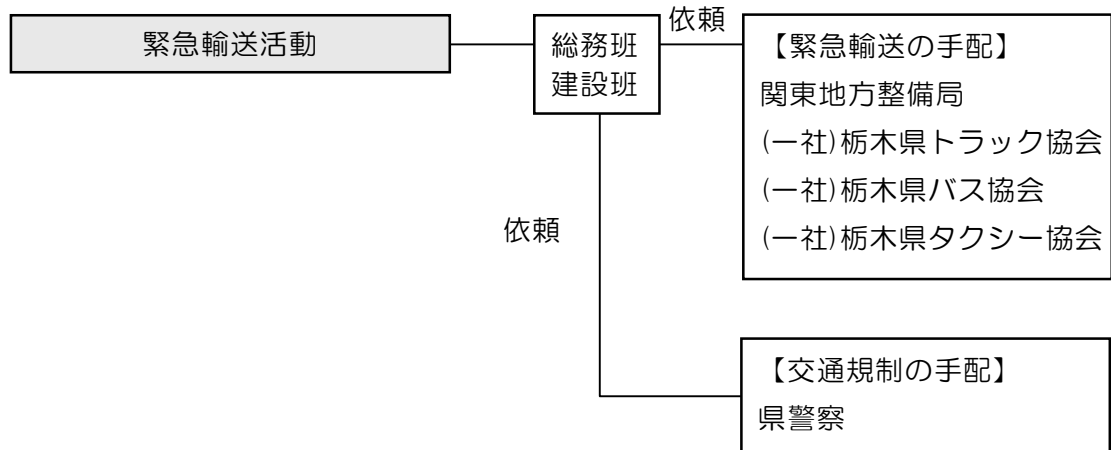
### 【実施機関】

町	建設班、総務班
関係機関	関東地方整備局、県警察、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、 栃木県タクシー協会

### 【基本方針】

町は、警察や関係機関と連携して緊急輸送の円滑な実施を確保するとともに、必要に応じて、迅速・円滑に輸送を行うための交通規制等の措置を行う。

### 【施策及び手順】



#### 第1 緊急輸送活動

##### 1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (2) 避難行動要支援者を中心とした避難者等
- (3) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (4) 食料等生命の維持に必要な物資
- (5) その他緊急に輸送を必要とするもの

##### 2 緊急輸送体制の確立

- (1) 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 県は、人員、車両、船舶等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や近隣県に支援を要請する。
- (3) 県は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、国（原子力災害対策本部等）に対し、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第2 緊急輸送のための交通確保

1 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等交通規制等を行う。

2 緊急交通路の確保

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

(2) 原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制

県警察は、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路を確保する。

(3) 交通情報の提供

県及び県警察は、緊急交通路の確保や誘導等のための、マスメディア、道路交通情報板、道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに、交通情報を提供する。

(4) 緊急通行車両の確認

県は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急交通車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

(5) 交通管制施設の整備充実

県警察は、緊急交通路を確保するため、停電時にも機能する信号機、交通情報板、交通監視カメラの整備充実に努める。また、交通規制を確実にを行うための移動式標識等の整備に努める。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第4 復旧・復興

### 第1節 住民等の健康対策

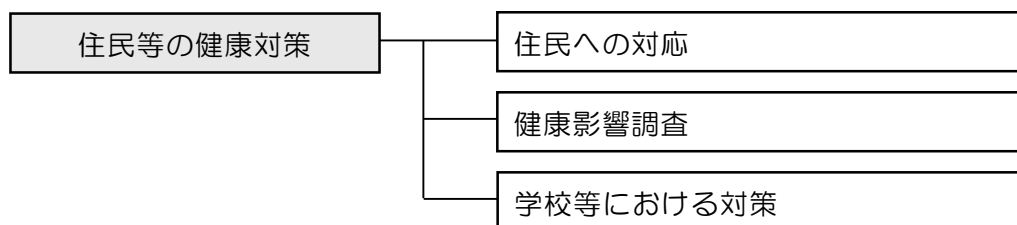
#### 【 実施機関 】

町	関係各班（関係各課）
関係機関	県

#### 【 基本方針 】

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

#### 【 施策及び手順 】



#### 第1 住民への対応

関係各班は、県と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

#### 第2 健康影響調査

##### 1 調査の検討

関係各班は、県と連携し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。実施にあたっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

##### 2 調査の実施

関係各班は、県と連携し、検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

### 3 メンタルヘルス対策

関係各班は、国、県、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

### 4 飲料水

関係各班は、県と連携し、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

## 第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

### 1 健康調査

健康調査を実施するにあたり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

### 2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童生徒等の対応にあたる。

県は学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

### 3 その他

(1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

県は学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

(2) 学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

県は学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第2節 風評被害対策

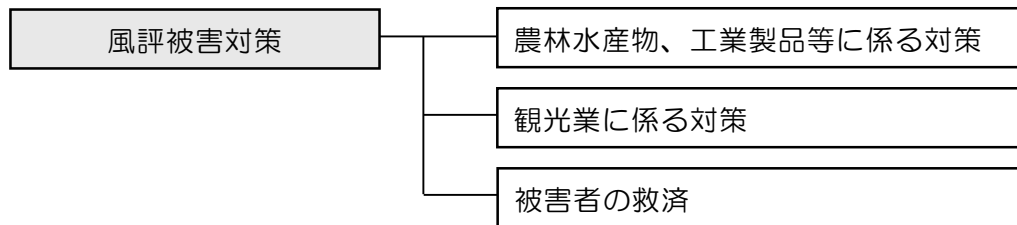
### 【実施機関】

町	産業班（産業振興課、農業委員会）、広報班（企画調整課）
関係機関	農業用施設

### 【基本方針】

町は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

### 【施策及び手順】



#### 第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

##### 1 基本方針

##### (1) 農林水産物

町は、県と連携し、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

##### (2) 工業製品等

町は、県と連携し、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

##### 2 具体的方法

##### (1) 国内における対策

広報班は、産業班、県と連携し、農林水産物等の流通促進のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ新聞、雑誌等の媒体、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を県内外に対して積極的に発信する。

##### (2) 国外への対策

国外に及び風評被害については、県は、国と連携してその払拭に向けて各種施策に取り組む。

## 第2 観光業に係る対策

### 1 情報の発信

広報班は、産業班、県と連携し、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表や町のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を国内外に対して積極的に発信する。

### 2 観光客等への説明

広報班は、産業班、県と連携し、本町を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本町が安全であることを発信してもらうよう努める。

## 第3 被害者の救済

広報班は、産業班、県と連携し、風評被害が実際に生じたと考えられる場合、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

## 第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

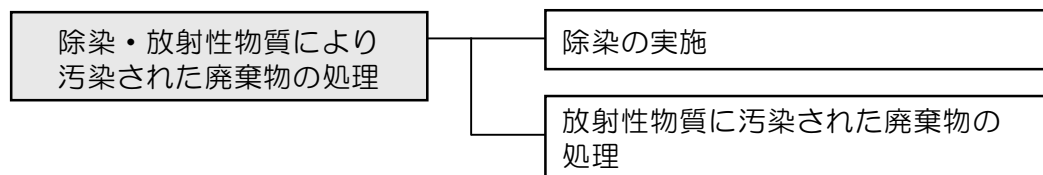
## 【 実施機関 】

町	住民班（住民課）、総務班（総務課、議会事務局、庁舎建設準備室）
関係機関	県、エコパークしおや、排出事業者

## 【 基本方針 】

町及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

## 【 施策及び手順 】



## 第1 除染の実施

総務班、県その他防災関係機関及び町民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考として、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重する。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方にに基づき、周辺住民及び作業員の追加的な被ばく線量を考慮して（※）、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際



に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）

なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

- ① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mSv/年を超えないようにする。
  - ② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv/年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能能度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。
  - ③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10 μSv/年以下とする。
- (5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。  
(参考資料)

除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省）

## 第2 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

### 1 国が処理する廃棄物

住民班、県、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、県は、早期の処理を図るため、県民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

### 2 町及び排出事業者が処理する廃棄物

住民班、県、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では）8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

また、県は、町、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行う。

### 3 その他

住民班及び県は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

住民班及び県は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
原子力	原子力
資料編	資料編

## 第4節 損害賠償

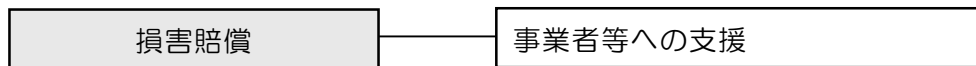
### 【 実施機関 】

町	関係各班（関係各課）
関係機関	県等

### 【 基本方針 】

町は、県と連携し、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

### 【 施策及び手順 】



#### 第1 事業者等への支援

##### 1 損害状況等の情報収集

- (1) 賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、県は、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- (2) 関係各班は、県と連携し、原子力災害により、県内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 関係各班は、県と連携し、町内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

##### 2 事業者等への支援内容

- (1) 原子力災害により、県内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けるために、県は、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
  - ア テレビ、ラジオ等の県政広報番組や県のホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知
  - イ 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催
  - ウ 関係出先機関等における相談窓口の設置
- (2) 関係各班は、県と連携し、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。
 

県及び各課は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

## 第5節 各種制限の解除

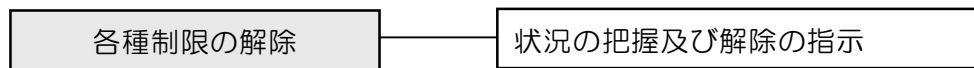
### 【 実施機関 】

町	関係各班（関係各課）
関係機関	県等

### 【 基本方針 】

町は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。

### 【 施策及び手順 】



#### 第1 状況の把握及び解除の指示

町は、県と連携し、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜産物の採取喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を町、防災関係機関等に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

町は、県と連携し、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
原子力	原子力
資料編	資料編

第2部 災害応急対策編  
第5章 原子力災害対策  
第4 復旧・復興  
第5節 各種制限の解除

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	